

# 関西労災職業病 10月号

(通巻第200号)

関西労働者安全センター 1991.10.10 発行 100円

〒550 大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

TEL. 06-538-0148

郵便振替口座 大阪6-315742

FAX. 06-541-2712

大阪労働金庫梅田支店 普通1340284



## ◆目 次◆

●急増する「シルバー」労災	1
●大阪トンネルじん肺訴訟開始	7
●375通達撤回！ 労災針灸治療制限反対訴訟	8
●菜の花診療所設立準備会結成へ	9
●外国人労働者の人権を守る関西ネットワーク結成へ	11
●外国人労働者の労災①	12
●特養老人ホームの寮母さん頸肩腕障害・腰痛労災認定かちとる	15
●前線から(ニュース)	16
●5年後のチェルノブイリを訪れて②	19

# 急増する“シルバー労災”

雇用関係でない高年齢者の「補助的、短期的労働」労災火補償を受けられないシルバー人材センター会員

## 労働者ではない労働者の死亡

### というミステリー

豊中市立の体育館の警備員が、仕事中に高所から転落して死亡した。

今年の一月二三日のことである。警備員は、市が契約した警備会社からの勤務で、勤務時間は、朝九時から翌日朝九時までの二四時間勤務だった。それを二人一組で、だいたい週三回の勤務になっていたという。しかし、この死亡について、少なくとも現在のところ遺族補償給付などの労災補償を受けていない。というのもこの警備員は労働者ではないということになっているからだ。

労働基準法は第九条で「この法律で労働者とは、職業の種類は問わず、前条（適用事業の範囲を決めている）の事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。」と労働者を定義している。つまり、①適用される事業（ほぼ全て）で、②使用され、③賃金の支払いを受けてい

るという三つの条件が揃えば労働者ということだ。しかし、この警備員は、加入している団体の会員として仕事の斡旋を受け、その団体から「配分金」という名目のお金を一勤務あたり一万円で受け取っているのであって、使用はされておらず、賃金は支払われていない。だから労働者ではない。ということは労働基準

法、労働安全衛生法、最低賃金法などの適用はないし、もちろん労災保険の適用もない。・・・これはもうほとんどペテンだ。彼とペアを組み、まったく彼と同じ条件で一緒に勤務していた警備会社の社員は、当然のことながら、れっきとした労働者であるにも関わらず。

## シルバー人材センターの

### 会員の法律上の立場は

実はこの団体というのは、最近各市ごとに設立されている公益法人のシルバー人材センターのことである。シルバー人材センターとは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」

に基づき、昭和五五年に「高年齢者

労働能力活用事業」として「地域社

会のニーズと高年齢者の多様な就業ニーズに対応すると同時に、労働者の職業生活からの引退の過程をできる限り円滑に移行させることを図ろうとするもの」（昭和五五・四・二六労働事務次官通達第八〇号）とい

う目的をもって、労働省の職業安定行政の新たな施策として実施され始めたものである。そして、この施策のセールスポイントは、職業紹介の際に労働といえば雇用関係という既成概念を取り払つた、新たな発想によるというものだった。

「高年齢者労働能力活用事業実施要領」には目的を具体的に次のように定めている。

「・・・定年退職後等において雇用関係でない何らかの就業を通じて自己の労働能力を活用し、それに伴つて追加的な収入を得るとともに、自らの生きがいの充実や社会参加を

希望する高年齢者に対して、地域社会に密着した補助的、短期的な仕事を組織的に把握し、提供することに

より、高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としたものである。」

法的に労働者ではないと決められているということになる。

### 何度もしつこい職業安定局の「補助的、短期的」の通達

ところで、この雇用関係でない補

助的、短期的な仕事というのはどんな中身なのだろう。全国シルバー人

材センター協会のリーフレットには例として三〇種類の仕事を紹介している（文末の表参照）。例えば専門

の塗装屋さんに頼むほどでもないちょっととしたペンキ塗りというような

な、文字通り雇用というにはなじまないものが想定され、確かにそういう仕事の提供も多く行われている。

しかし、こういうあやふやな定義でそのまま運営すると、必ず実質的な

雇用関係となる職業紹介が混入し、幅を効かせることになるのは明らか

だろう。そのため労働省はいくつかの通達で枠を明らかにしている。

昭和五五年の労働事務次官通達と同時に出された、職業安定局長通達では、シルバー人材センターで取り扱つてはならない仕事として次の四

# 人材センター派遣先で 雇用関係な し保険受けられず

な雇用関係に保険受けられず

振一ではなれど、仕事はこじ一派の四つを上げてゐる。

(1)当該地域において一般的に常用雇用、日雇、パートタイム、家内労

又は就業している仕事で、本事業で取り扱うことにより、これら労

労働者等の雇用又は就業の場を侵害したり、労働条件等の低下を引き起こすおそれのあるもの

(2)当該仕事について事故が発生した

場合のセンターの損害賠償額が多額となることが見込まれる仕事

仕事

(4)その他この事業の目的にふさわし

さらに昭和五六六年には、  
労働省職

業安定局失業対策部企画課長が各都道府県シルバー人材センター主管課

長に宛てた発した通知「シルバー人材センターの適正な事業運営の確保

について」では、具体的な例をあげて監督指導を要請している。曰く、

「・・・最近別紙に掲げるようにな  
注者と会員との関係が実態的に雇用

としている。また、こういう仕事を

引き受けることは、「発注者に対し  
て使用者責任を伴わない安価な労務  
を提供することとなり・・厳に慎む  
こと」としている。さらに具体的に  
二つの事例をあげ、問題点を指摘し

ている。

また、六一年には職業安定局長通  
達「中高年齢者等の雇用の促進に関  
する特別措置法の一部を改正する法  
律の施行について」のなかで、シル  
バー人材センターの扱う「臨時的か  
つ短期的な就業」について「生計の  
維持を目的とした本格的な就業では  
なく、任意的な就業を意味するもの  
であり、連続的な又は断続的な、お  
おむね月に数日程度の就業をいうも  
のであること。」という解釈を示し  
た。

### 職安局通達どく吹くかぜの シルバー人材センターの盛況ぶり

シルバー人材センターでの傷害事故発生状況

年 度	団体 数	事故發 生件数	死 亡 事 故 件 数			死亡以外の事故件数		
			就業中	途 上	計	就業中	途 上	計
57	178	620	1	1	2	468	130	618
58	214	822	2	2	4	675	143	818
59	235	1,337	2	3	5	999	333	1,332
60	260	1,560	4	8	12	1,182	366	1,548
61	290	2,025	4	8	12	1,415	598	2,013
62	340	2,383	4	11	15	1,700	668	2,358
63	370	2,734	5	8	13	1,992	729	2,721
H1	425	3,162	11	8	19	2,276	867	3,143

さて、こうした事業が始まっています  
でに一〇年が経過している。労働省  
の資料によれば、この間にシルバー  
人材センターは全国で順調に拡大さ  
れていったことがわかる。高齢化社  
会の到来という情勢の中で、発足し

た五五年度に全国の会員数が四万六  
千人あまりであったのに対し、毎年  
一・二万人程度の増加で、平成二年  
度には二三二万六千人を越えるまでに  
なっている。会員の就業率も最初の  
三四・六%から七三・四%にまで上  
がり、さらに実働会員の月平均就業  
日数は平成二年度で九・七日今まで上  
なっている。「おおむね月に数日程  
度」という基準も飛んでしまった。  
この盛況に会員の傷害事故発生も上  
の表のように激増している。特に、  
毎日新聞が九月二六日付けで報じた  
ように、昨年度は二八件の死亡があ  
つたという。

### 安価な高齢「労働者」の 派遣業者になつてゐるのか?

話をまた始めの豊中市の警備員の  
死亡に戻してみよう。豊中市のシル  
バー人材センターは、市内にある様  
々な会社や個人の発注する仕事を提

供している。最近発行された一〇周年記念誌によれば、大手スーパーの商品管理、工場での作業など前にふれた「厳に慎むべき」仕事も含まれている。警備員の場合にも始めにふれたように、二四時間勤務を災害發生前一か月に九回行っており、これはペアとなつたビル管理会社の社員と同じく会社のローテーションに入つて勤務していたからだという。

立場の大坂府労働部職業対策課も認めている。つまり、請け負う仕事を件数が多く、それに応じる会員数がそれほどでもないことから、本来三、四人で分割すべき仕事を一人で継続して行うことになり、結果的に短期的、臨時的でなくなつてしまつてゐるというのが実情だということだ。しかし、シルバー人材センターは、そうした実情に合わせてか六年から、雇用関係に基づく無料の職業紹介も事業内容に加えているはず

である。やはり運営主体の自治体の認識があまいというのが実際のこところだろう。

そう思いながら、豊中市の市内の公園展望台の清掃の仕事について市とシルバー人材センターが交わした契約書を読んでみた。なんと、第二条（法令上の責任）は「乙（シルバー人材センター）は、労働基準法、その他関係法令上の規定を守り、全て責任を負うものとする。」である。ようするに、仕事があれば適当に請け負い、会員に安易に提供するだけの言わば高齢者向けの派遣業になってしまつていて、違法状態がまかり通つてゐるというのが実情なのだ。別に豊中市に限つたことではなく、多分どの市でも似通つてゐるだろう。

### 原則適用なしの基準局長通達 このままいけば矛盾は拡大

人材センターの会員については、労働基準局長通達（昭和五六・三・三一第九号）で、「センターと会員」「会員と発注者」のいずれの関係も労働関係ではないとして扱うこととしている。申告があつた場合に労基署は、「事案によつては、会員の就業の実態等に即し個別具体的に判断することを必ずしも妨げるものではないが」としながら、職安局通達により関係法規に抵触しないように対処し、都道府県や市などの関係機関と連絡を取り慎重に対処することとしている。今回のケースでは、残された遺族の妻は、同市の市議会でもこの問題を取り上げた市村市会議員の協力で労基署に労災遺族補償請求書を提出してゐる。労基署では調査を実施してゐるが、大阪労働基準局では現在判明してゐる実態について、明らかに労働関係とみなさざるを得ないものとしながら、正規のセンターの仲介したものである以上法的

には労働関係がないとの立場をとっている。

六一年の改正時に労働省は労災保険の適用がないシルバー人材センター会員のための保険として民間保険を利用した「シルバー保険」を開発している。しかし、「補助的、短期的」という就業の内容から金額を算出しているため死亡時六百万円といふ、雇用されている労働者の労災保険に比べるべくもない低額となつてている。短時間の仕事やつまらなくてあまりやりたがる人のいない仕事があつて、人が足りないが新たに雇うのはちょっと、というような企業が、使用者のとしての責任をほとんど全く問われることもなく、安上がりな労働力として、シルバー人材センターを活用し、会員である高齢者から文句が出ないことをよいことに自治体がこれでよしとするならば、問題は今後さらに拡大していくだろう。この十月二七日の新聞は、箕面

市のシルバー人材センター会員が死亡したことを報じている。高齢者が生きがいをもって社会参加をするためにはごまかしはいけない。

#### シルバー人材センターの仕事の内容 (全国シルバー人材センター協会のリーフレットより)

専門技術分野	技能を必要とする分野	事務分野	管理分野
補習教室講師 家庭教師 翻訳・通訳 経理事務 ワープロ清書など	ふすま張り ペンキ塗り 大工仕事 植木手入れ 和洋裁など	一般事務 あて名書き 毛筆筆耕 受付事務など	公民館管理 駐車場管理 自転車整理など

折衝・外交分野	屋内外の軽作業	サービス分野
公報等の配布 水道・ガス検針 集金など	公園清掃 除草・草刈 樹木消毒 包装・梱包 ポスター張りなど	介護サービス 家事サービス 観光ガイドなど

# 大阪トンネルじん肺訴訟開始！

第一回法廷 十月二十一日午前十時 大阪地裁八〇六号法廷

八月二日に五人の原告が七社の大手建設会社を相手取って損害賠償を請求した大阪トンネルじん肺訴訟の初法廷が、十一月二二日午前十時に大阪地裁八〇六号法廷で開かれる。この裁判で予想される争点のうち、序盤で審理されそうな問題点を拾つてみたい。

まず、原告五人のトンネル掘削の作業をした時期が昭和二〇年代から四〇年代にかけてであり、労働基準局の管理区分決定の際に職歴申立てはしたもの、必ずしも証拠によつて客観的に明らかにされたものではないことが上げられる。この点についての立証は、原告ごとに異なる。

例えば、当時の班長などが生存しており、証言も可能な場合、坑口での記念写真が残っている場合など客観的な資料が用意できている場合は比較的立証も容易だ。しかし、そのどちらもない場合は問題が出てこよう。

次に、当時の一つ一つのトンネル工事の防じん対策がどうであったかについてが問題になる。もちろん一般的に当時の作業環境が劣悪であつたことは充分立証可能だが、個々の工事についてどの程度対策がなされたもの、必ずしも証拠によつていたかについては、被告会社のもつ証拠量の方が圧倒的に優位であると言えよう。原告主張は消えかけた記憶をもとにしたもので、特にマス

クの支給等では記憶違いなどは充分にありえる。しかし、トンネルの粉じんとじん肺の発症との医学的因果関係については動かしがたく、安全配慮義務違反の中身の問題に焦点はおのずと絞られることとなるだろうからこの面での問題も少ない。ただし、証拠調べにかなり時間を消費することもありえるだろう。

序盤の争点を予想してみたが、外に時効をどう適用するのか、トンネル掘削以降に粉じん作業に従事したことのある原告の損害をどうみるかなど争点となりそうな問題点も多い。この裁判では提訴と同時に、訴訟救助の申請も行い、大阪地裁は三人の原告について認める決定を行つたが、被告のうち鉄建建設、間組、鹿島建設の三社については不當にも抗告という対応を行つてゐる。証人調べが始まる時期に焦点をあわせ、訴訟支援の運動を展開してゆきたいと考えてゐる。

## 「リハビリ勤務の矢先の針灸治療打ち切りに憤り」

——原出生口日本人尋問に行われる

■ 12／16 結審へ（午前十時 大阪地裁八〇九） ■

労災保険における針灸治療を最長

一年に制限した「三七五通達」の撤回をめざしてたたかわれている、針

灸治療制限反対訴訟で、原告鈴木真規子さんの原告本人尋問が、九月十九日大阪地裁で行われた。

主尋問では、鈴木さんが勤務していた精神薄弱児母子通所施設「キンダーハイム」における仕事と頸肩腕障害、腰痛に被災し労災認定を受け、療養と休業を経て、リハビリ就労、職場復帰とすすんでいくなかで、病状がどうであったかを中心に証言された。

疑問感じた突然の打ち切り

三七五通達が実施された頃のことについては、当時を振りかえって、

「私の場合は、鍼治療を中心にしてずっと治療を進めてきたんですけども、時間はかかりましたけれど、かなり鍼治療をすすめる中で体も回復してきましたし、その三七五通達が出たときというのが、丁度私自身リハビリ勤務にはいろいろとしていた矢先なんですね。四月にリハビリ勤務にはいるということで、それで三七五通達が出たのが五月だったと思ふんですけれども、その矢先でし

たし、いろんな治療法がある中で、どうして鍼治療だけが認められないのかなというふうに、そういうところでは疑問にも感じましたし、鍼治療で治ってきて、いざ完全復帰へというふうに向かってたときでしたので、憤りも覚えました。」と述べられた。

反対尋問は、鈴木さんの病気に出産と育児が影響していたのではないかということなど、取るに足らない内容だった。

裁判官からは、鍼治療や労災治療を終了した経緯について若干の質問があり、約一時間の証人尋問を終了した。

予定通り、この日の尋問をもつて証拠調べを終了、六年に及んだ裁判も十二月十六日に結審の運びとなつた。弁護団は最終準備書面作成に全力をあげている。判決は、年度内を見通し。多くの皆さんの注目を訴えます。



南

# 医療スタッフ(新谷医師・岡崎看護婦)得出

東 診療所設立運動いよ 準備会結成!  
地域住民・労働者の健康を守る医療拠点を設立しよう

ユニオンとうなんと安全センター  
が共同して準備を進めてきた診療所  
設立計画がいよいよ本格的にスター  
トする。その名も「菜の花診療所  
(仮称)」。

松本職業性難聴裁判や労災職業病  
問題交流会など、生野、東住吉、平  
野区を中心とする東南地域は、労災  
職業病に積極的に取り組んできた地  
域である。安全センターも、それら  
の活動に積極的に関わってきた。

地域の労働  
者・住民の  
健康を守る  
医療拠点・

新谷 泰久医師

1962年京都生まれ  
の大坂育ち。86年  
京大医学部を卒業し、  
京大南病院で  
地域医療に取り組む。  
親しみやすい  
丸顔と照れて「いやあ」と頭をかくクセが特徴。  
弱冠29才のがんばり屋です。  
趣味は山登り。



診療所の設立構想は、こうした地道  
な地域活動を下地にして生まれてき  
た。

た。

九〇年「ユニオンとうなん」は、  
地域に根ざした幅広い労働運動をめ  
ざし「トータルユニオン構想」を打  
ち出した。医療・福祉、食べ物、人  
権といった生活や生き方に関わるさ

まざまな問題に取り組むことで、地  
域労働運動の新しい可能性を模索し  
ようというものである。診療所設立  
は、この構想の大きな柱として位置  
づけられ、医療部会を中心に構想を  
練りはじめた。

話が具体的になつたのは、医師の  
新谷泰久さんと看護婦の岡崎和佳子  
さんの参加をえた昨年八月。

新谷さんは八六年に大学を卒業後、  
京都南病院で内科医師として地域医  
療に従事してきた。高齢者の多い京  
都市南部にある京都南病院は、地域  
に根ざした先進医療機関として高い  
評価を得ている病院。新谷君は、病

院、サテライト(衛星)診療所にて  
ばかり在宅医療の経験を積んできた。  
岡崎さんは大学病院に勤務しながらも、東住吉に暮らす中で訪問看護  
や在宅医療の必要性を痛感、診療所  
での地域医療に情熱をもやし、参加  
してくれた。

八月の会議以降「医療部会」が中  
心になって、先進医療機関の訪問、  
趣意書、事業内容の検討、地域の実  
情調査、資金計画の立案、地域回り

などを重ねてきた。

診療所の目的はまず、これまで蓄

積してきた労災職業病に取り組むこ

とである。

生野や平野といった地域

には小零細企業が多い。組織労働者

だけでなく、未組織労働者の労災問題や健康問題、職場改善が重要な課題である。それこそ、未組織の事業所をしらみつぶしに回るような活動を開展したい。

もうひとつは地域医療である。東

住吉や生野は特に高齢者の多い街である。独居老人の増加、住環境の悪化、在宅医療の貧困など、地域が抱える問題は深刻である。新たな診療所は、この要請に可能な限り応えていくとともに、給食サービスといった福祉活動も展望していきたい。

趣意書の中でもうたっているように、新しい診療所のスローガンは「そこにいければなんとかなる診療所」である。保健予防活動、生活相談活動、健康診断など、地域のネットワーク

を活用し、「地域のよろず相談所」の役割を果していきたい。

開院目標は九二年冬。まだ場所の未定であり、資金調達のこれから。

あるのはユニオン、安全センター、医療スタッフの熱意と夢、そして診療所の名前だけだ。これから一年かけて設立資金を集め、事業計画を具体化していくなくてはならない。まずは、年末に第一次の出資・寄付の

要請を行う予定である。

十一月十日には設立準備会結成総会が、地域の労働組合、市民団体などの参加をおいで行われる。

いちいち名前は挙げないが、これまでお話を聞かせていただいた方々にお礼を述べるとともに、この新たな実験に多くの人々があたたかい支援を送ってくださるようお願いする次第である。

## 創ろう みんなの診療所

内科 小児科 菜の花診療所



菜の花診療所設立準備会

〒546 大阪市東住吉区山坂1-7-10 ユニオンとうなん  
Tel. (06)628-2731/(06)538-0148(関西労働者安全センター)

# 外国人労働者の人権を守る

## 関西ネットワーク結成へ

### 労働行政への要求・提言の窓口機能をめざして

「すべて外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク」が十二月四日に発足する。

同ネットワークは、昨年ユニオン

全センターが九月に行つた「外国人労働者労災相談」にも、これら準備会に集う労組、市民団体から全面的な協力を得た。

「労災相談」でも明らかになつたように、入管法による外国人労働者の「非合法化」は、一種の闇雇用を拡大し、日本で働く外国人の権利主張を妨げる結果となつてゐる。労災にあつても、「補償を要求したら会社が入管に通報するのではないか」との恐怖心から権利主張もできず、

ひごろのほかに、外国人労働者問題に積極的に発言してきた丹羽雅雄弁護士、アジアンフレンド、フイリピノと日本を考える会、国際結婚を考える会などの市民グループやアジア労働者情報交流センター（NAW）、ユニオンとうなん、全港湾建設支部などである。アジアンフレンドと安

題を取上げ、行政に対し要望、あるいは提言を行うことが中心となる。労災問題だけを取り上げても、事業主、労働者双方の知識不足、入管への通報、医療費、通訳などさまざまな問題が出てきた。ネットワークの結成後は、こうした問題を労働行政にぶつけていきたい。

アジア諸国との経済格差と日本の人手不足があるかぎり、外国人労働者が増加することはひどいよりも明らかである。安全センターもネットワークの一員として、人権、労働権擁護の立場にたつた外国人労働者政策を求めていきたい。

### すべての外国人労働者と その家族の人権を守る 関西ネットワーク

#### ・結・成・総・会・

●1991年12月4日㈬ 午後6時30分  
●府立労働センター 5F 視聴覚室

外国人労働者の人権を守る  
関西ネットワーク準備会

## 旅行中のアルバイトで指切斷事故

## 中国人女性のケース

プレスで指で落とすという労災事故にあい入院、治療中であるという

と国交のない韓国に渡るための中継地としての滞在ということだった。

主人がくれた二万五千円だけという  
状態だった。

労災相談に電話が入ったのは八月末のことだった。堺市にあるその病院にかけつけてみるとその女性は、落としてしまったという包帯に巻かれたり人指し指から薬指までの三本の指を痛々しげに抱え、付き添う夫と共に事情を話してくれた。

日本に入国して韓国行きの船に乗るまでは、知り合いの紹介で、在日韓国人の家に身を寄せることになった。ところが、大阪に着いた八月半ばはちょうど盆休みのさなか、韓国行きの切符がなかなかとれない。日本で滞在の費用がかかるため、身を寄せた家の主人が経営するプレス工場

病院に手続きがどうなつてゐるかを聞いたところ、労災保険でいいけるのかどうかも含めて医療費がどうなるか全く分からないので、付き添つてきた工場の主人から保証金としてとりあえず十万円を預かつてゐただけだという。病棟の看護婦さんに聞けば、もう入院してから半月にもなる

## 旅行中の労災

二人は中国東北部に住む朝鮮族の中国人。ソウルに住む遠い親戚を四十年ぶりに訪問するための旅行中のだという。日本に来たのは、中国

医療費は労災でいけるのか？

事故が発生して救急車で病院へ運

プレス工場の主人認識はこうだつ

必要最小限を越える治療はせずにいると平然と答えた。これはとんでもない。労災保険で療養の手続きをすることになると伝た。さて、問題は

た。事故が発生して、その日だけ働く、しかも外国人が怪我をして労災がきくのか分からないので、属している事務組合に尋ねたところいけるという話だった。治療費を実費でとということになると大変な額になるので、とりあえず療養補償請求書を病院に提出した（先の病院の対応は事務的なミスによるもの）。しかし、この工場では、それまでもプレスの災害を多数起こしていたために、労基署のお咎めが怖くて休業補償の請求はしないでおこうと思っていた。とんでもない話だと説得して、休業補償、障害補償の請求の準備をし、とりあえずの生活等の経費としていくらか先払いをしてもらうこととした。

### 災害が多発する零細プレス工場

それにもこの工場では、プレスの事故が多発している。聞いてみ

ると一緒に仕事をしている主人の甥も指を切断し、他の従業員も幾人が事故にあっている。今年の一月に、主人の妹が左腕前腕部を切断してしまうという重大災害を起こしている。労災の手続のための話を一通り終えた後、問題の四五トンプレスを見せてもらった。作業の内容はこうだ。塗装作業用の小型の金属製使い捨てバケツの半製品を機械にセットし、スイッチを押して形成加工し出来上がったものを取り出す。ただそれだけの作業で、この工場では普通プレスの連続運転で行っているが、初めての作業者であったので一回、とにかくスイッチで作動させることにしたという。

### 救いは同室の日本人入院患者

さて、問題の中国人女性は、病院で九月半ばまで治療を受け、症状固定の段階で直ちに障害認定を受け、遅れた予定通り韓国へ旅立った。

このケースは、現在話題になつてゐる典型的な外国人労働者問題とは少し異なる。被災者は働くために日

「いつでもうちでは、安全装置のスイッチをきつてるで。そやないと仕事にならんがな。労基署がうるさいからつけただけや。うちみたいなプレスつこうとるとこで安全装置のスイッチいれ取るとこあつたら教えて欲しいわ。できてなんぼのこんなや。」これはもう立派な! 安全衛生法違反。結局、労災補償の請求手続を行つた後、管轄労基署は安全衛生法違反については調査の上、処分を行つた。

### 「われた安全装置

ところが、立派な光線による安全装置がついていたので聞いてみると、「こわれて」という。さらに

本を訪れたわけではなかつた。ちょっとだけということで、危険極まりないプレス工場でアルバイトをしたのが失敗だつた。「人助けと思って盆休みにもかかわらず仕事を紹介したのに」と言つた主人は、労災の手続きを怠ろうとしていたものの、正直なところ「頭をかかえていた」とい

う。被災者は外国でただでさえ不安なところに長期間の入院生活。おまけに一時は、どうなることかさっぱり判らなかつた。同室の入院患者が親身になって心配し、入国管理局にビザの延長申請に行くのも付いて行つてくれたという親切があつたことから無事に労災補償を受けること

ができた。一旦韓国に行き、中国へ帰国途中にまた大阪に立ち寄り労災補償給付を受け取つた際に夫婦は、世話になつた入院患者宅にお礼を行つたという。いわゆる不法就労外国人の労災問題解決は、この件でも様々な切り口から問題点を示してくれたのだった。

## 胸部レントゲン撮影を考える

胸部レントゲン撮影の有効性は?

増刷ができました。B5 32頁四百円

## 続・胸部レントゲン撮影を考える

続編連載分が冊子になりました。  
最近の状況など。B5 22頁三百円

## 外国人労働者と労働災害

天明住臣

編著

その現状と実務Q&A

発行 海風書房  
発売 現代書館

医療現場からの提言 被災外国人労働者の人権 外国人労働者の労働災害と法的救済 「外国人労働者の労災白書」が明らかにしたもの 外国人労働者の労災白書 外国人労働者労働災害事件事例  
一覧 労働災害実務Q&A 資料と関係機関・支援団体一覧 定価一八五四円を特価一七〇〇円

# 特別養護老人ホームの寮母

## 頸肩腕・腰痛の業務上認定

求められる

介護労働条件の改善

勝ち取る！

頸肩腕障害、腰痛の労災申請を行つて、いた特別養護老人ホームの寮母、大内さんが十月労災認定された。

八八年J園に寮母として採用され

て以降、大内さんは寝たきりや痴呆

症の老人の清拭、衣服の着脱、おむ

つやシーツの交換、離床や入浴、ト

イレの介助といった多岐にわたる介

護労働に従事してきた。作業の多く

は、中腰姿勢で老人を抱き上げたり、

一方の腕で老人の体を支えながらも

う一方の腕でおしめを整えたりとい

った非常に不自然で腕や腰に負担の

かかるものである。特にJ園は、痴

呆症の老人を積極的に収容する方針

さんは腰と左腕に強い痛みを覚えるようになり、ついには左手握力がゼロに落ち込み八月全面休業するにいたった。

労災申請に当たって、労働内容を仔細に記した意見書の作成、監督署への書類提出の付添いなど不慣れな手続きに直面した大内さんを同僚や友人が支援した。友人の励ましがなければ、労災を認めたがらない園側からの無言の圧力に抗して認定までこぎつけることは難しかったかも知れない。

大内さんが、腕や腰に強い痛みを覚えるようになったのは、年度末の欠員が多く発生する時期だった。八八年末に退職した洗濯のパート労働者の補充がなく、タオル絞りなどの仕事を寮母が分担していた八九年二～三月期には寮母の退職が続き、日勤の寮母五人体制が維持できず、三～四人になることがしばしばだった。こうした勤務体制の中での大内

特別養護老人ホームでの介護労働は、その高まる社会的要請にも関わらず正當に評価されていない。大内さんのケースは、こうした社会福祉労働の中で省みられない無資格の女性労働者の労働実態を示すものである。意欲をもつた労働者が働き続けることのできる職場環境の整備や人員の確保が今後、いつそう求められる。

# 前線から

大阪

## 若手を中心に初めて 労働安全衛生講座開催

### 自治労大阪府本部

の設定、運営方  
法などまだまだ

自治労大阪  
府本部は、去  
る一〇月二日

から五日にか  
けて「第一回  
労働安全衛生  
講座」を開催

した。この講座は、自治体  
労働安全衛生研究会が年に  
二回の割合で開催し、好評  
をはくしているILOの  
「安全・衛生・作業条件ト  
レーニングマニュアル」を  
基礎にした講座を大阪府本  
部独自で開催したもので、  
四日間を通して自治労顧問

医師の中桐医師も講師とし  
て参加した。安全センター  
も実行委員会に参加し、ブ  
ログラム作成、運営などを  
通じて協力し、実現したも  
のである。

また、自治労体の職場の  
場合、職種が定まっており、  
都市間で安全衛生対策の交  
流も可能という状況では、  
職種ごとの安全衛生講座な  
どの開催の工夫が可能であ  
り、この点での期待ができる。

参加者は、府下の単組か  
ら若手執行委員クラスがほ  
とんどで約二〇人でこうし  
た安全衛生対策の講座参加  
は初めてということであつ  
た。グループ討論を重視す  
る講座形式は好評で、職場  
巡視も含めた四日間のプロ  
グラムは参加者にとって今  
後の活動に生かせるものに  
かつたという声もあつた。

なったのではな  
いかと考えられ  
る。しかし、模  
擬安全衛生委員  
会の討論テーマ  
の設定、運営方  
法などまだまだ  
改善の余地は多く、第二回  
の開催の際の課題となりそ  
うだ。

この方法の講座は必ずし  
も充分な数の専門家を講師  
として招いておくという必  
然性もなく、手間はかかる  
が工夫しだいでテキストを  
もとに実践が可能だという  
ところがミソ。関西労働者  
安全センターとしては、労  
働組合活動家がそうした運  
営をしたくなるような材料  
を今後提供して行きたいと  
思う。



成

じん肺の労災補償

## 困難な日雇い労働者の最終粉じん職場の決定

一九五七年から八一年までの間、二ヵ所のトンネル工事で掘進作業員として働き、その後は土木作業に従事し、八八年からは西成区釜が崎に居所を移して働いていたというTさんのじん肺による労災補償請求を行っている。

Tさんは、トンネル工事に従事していた八一年頃にじん肺管理区分三口の決定を受けていたが、当時受け取った健康管理手帳の意味を理解せずに紛失してしまっていた。六〇才を越え

た今になって別の病気になって入院した病院で、続発性気管支炎の症状があり、じん肺の労災補償請求ができることが分かった。

現在在住している大阪での管理区分申請を行うことになったが、最終の粉じん作業については、職歴を調べたところ、八九年に大阪市港区でのハツリ作業の手元に日雇労働者として二ヵ月程度従事していたため、直接賃金を受けた人夫出し業者の粉じん作業証明を受けた。しかし、要療養の決

定を受けた後に労災補償請求を行う際に、元請会社である大手建設会社の事業主証明を求めたところ、粉じん作業には該当しないはずとの見解で、証明なしの状態での請求となつた。したがって、当該有期工事のあつた港区を管轄する大阪

西労基署で最終の粉じん作業確認のための調査が行われている。

じん肺など、複数の長期にわたる労働が原因となる疾患については、こうした問題が起きることが多く、被災者救済の取り組みがどうしても必要になるものだ。

国際交流

## 英國の安全衛生活動家と交流

十月十八日、イギリス中部バーミンガムにある安全衛生アドバイスセンターのトニー・フレッチャー氏が安全センターを訪問した。彼によれば、イギリスには五か所に同様のアドバイスセンターがあるという。彼らの活動は、個別被災者の支援活動よりも、情報の提供や調査が中心のようだ

として彼が挙げたのは航空

機会社の労働者の騒音性難聴。難聴を訴える労働者と組織化につなげていったといふ。

ともに彼らは騒音調査を、

組織化につなげていったと

定とか。同じ問題を抱えながら活動している者同士、

情報交換しながらやってい

こうと約束して別れた。

電話受け付けに協力してい

ただいた。今後も安全センターとして、高麗労連の労

災職業病の取り組みに協力

していきたい。

## 阪

### 労災職業病の歴史の学習会

#### 今後の運動の糧に

#### 在日高麗労働者連盟

在日高麗労働者連盟が、「労災職業病闘争の歴史と課題」と銘打つて学習会を行った。講師は安全センターハン。

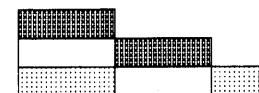
イギリスに、一企業一労組という日本の労組の形態が導入され「ストなし」協定を結ばせられているという。「こうした『産業の日本化』が進めば、日本人に対する人種差別が助長されていく」と彼は非常に危惧していた。

安全センター同様彼らのセンターも財政基盤は不安

多いう國。最近はさらに、レ

韓国は世界で最も労災の

労連の方には、先日行っ



# 5年後のチェルノブイリを訪れて

その2

中 地 重 晴（環境監視研究所）

## 白ロシア・チェルヌハ地区へ

クーデターの首謀者が逃げだした

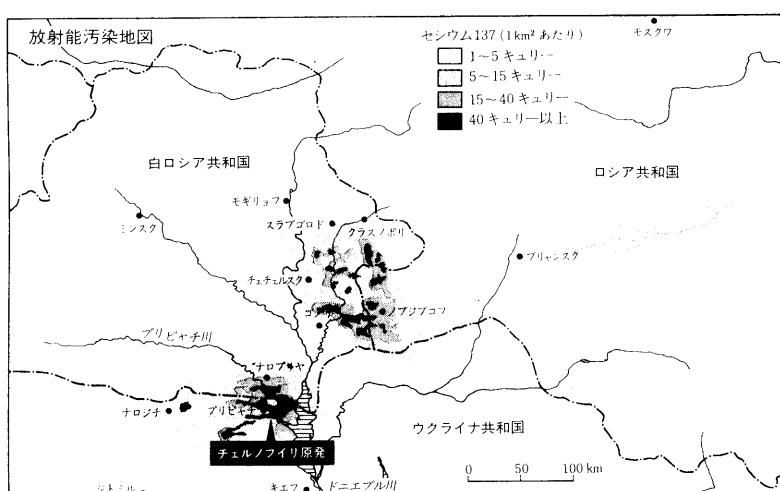
当日（八月二一日）、夜行の寝台列車でベラルーシ（白ロシア）共和国ゴメリ市まで行き、そこから北へ六〇km、車で約一時間かかって今回の目的地ゴメリ州チェルヌハ地区に着きました。

チエチエルスク地区は人口が約二万三千人、日本の郡にあたるようですが、平原と川や湖に囲まれ、風光明媚なところで、ゴメリの市民が休暇を楽しむ別荘地として開発されたところです。八六年四月二六日の事故で、事故炉から放出された死の灰で

ホットスポットと呼ばれる高濃度の放射能汚染地域になりました。チエ

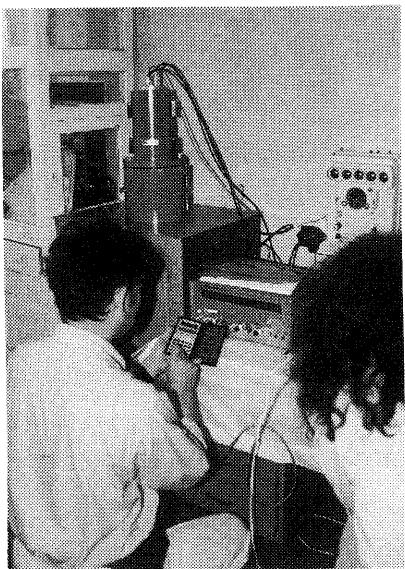
ルノブイリ原発から約一八〇km離れているにもかかわらず、強制移住をしているにもかかわらず、強制移住を余儀なくされた地域もあります。そのため、政府の方針もあって、順次移住しており、役所の玄関には二千人ぐらいの移住希望者のリストが掲示されていました。

チエチエルスク地区には一週間滞在しましたが、ホテルがなく、事故以前は学校の寄宿舎に使われていた建物に寝泊まりしながら、環境調査にでかけたり、現地の人たちと交流を深めたりしました。



放射能汚染地図（チェルノブイリ報告・広河隆一 岩波新書より）

## 保健所に測定器を贈る



さつそく、日本から持ってきた放射能測定システム「たんぽぽ」を荷ほどきし、チェヘルスク地区の保健所に設置しました。日本全国各地の市民から寄せられたカンパ約五百万円で組まれたセットは食品測定器が一台、携帯型測定器「たんぽぽ」が七台、データ整理用のパソコン式、説明用のテレビとビデオなどです。

二三日、携帯型測定器「たんぽぽ」の使い方を説明するために、車でチエヘルスク地区の南にある高濃度汚染地域にでかけました。ドブロフカ村と呼ばれている十数軒の家があるだけの、今は誰も住んでいない強制移住させられた村でした。

翌日、今度はチエヘルスク地区の北側に出かけました。大きな松林の続くロシアの平原の雄大さを感じさせる地帯です。松は手入れもなく、ところどころに白樺林もあり、きれいでした。ある松林の中で携帯型測定器「たんぽぽ」の感度の校正をしました。日本では標準線源を使うしかないのですが、こちらでは土壤が高い濃度に汚染されているため、土の上で十分校正することができるという皮肉結果になっています。その松林に生えていた杉苔を採取して、日本へ持ち帰り小泉さんが測定したところ、なんと生でセシウムが約五〇〇〇ベクレル/kgもあり、驚きました。

## 高濃度汚染地域を体験する

初めての体験でびっくりしました。この数値から土壤汚染濃度を推定してみました。昨年京大原子炉実験所の今中さんが調査された、ガンマ一線の空間線量率と土壤表面のセシウムの汚染濃度の関係を参考にすると、「たんぽぽ」の表示した三・四マイクロシーベルト／時という値

は約六〇キュリー/km<sup>2</sup>に相当します。

草原のなかに大きな木、緑がいられないのですが、放射能によって汚染され、住むことも、作物を作ることもできなくなってしまった事を思うと心が痛みました。

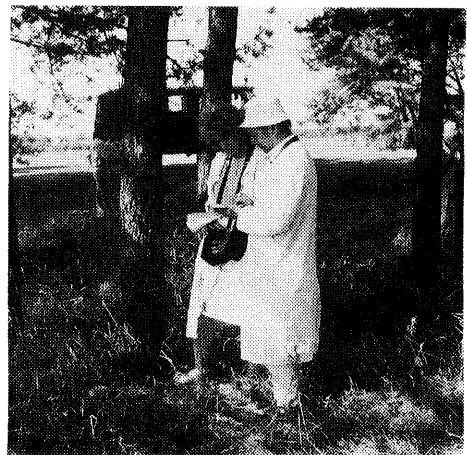
車から降りて、「たんぽぽ」のスイッチをつけるとピーピーというアーム音がなりだし、三四〇〇というカウントを表示しました。一同、この数値から土壤汚染濃度を推定してみました。昨年京大原子炉実験所の今中さんが調査された、ガンマ一線の空間線量率と土壤表面のセシウムの汚染濃度の関係を参考にすると、「たんぽぽ」の表示した三・四マイクロシーベルト／時という値

ム一三七の測定を行ないました。

時間も限られており、一検体二〇

分程度の短時間の測定でしたが、表にあるように多くの食品がかなり高濃度に汚染されていることがわかりました。特に、牛肉、豚肉、魚（淡水魚）が高濃度に汚染されており、

私たちの数少ない測定でも日本の輸



た。松林にはきのこもたくさん生えており、住民は食べているようなので心配です。

### 食料は高濃度に汚染されている

二五日は日曜日ということで、当然ソ連でも休日ですが、滞在日程が限られているため、「日本の研究者はよく働くのだ」とか言って、午前中は保健所で食品測定器の使い方を指導しながら、普段食べている物を集めてもらい、食品測定器でセシウ

チエヘルスクでのセシウム137の測定結果  
(単位: ベクレル/kg)

食 品	環 境 試 料
魚(ソウジ川)	330
豚肉(角詰)	26
1(生)	150
2(生)	100
牛内(角詰)	670
1(生)	51
2(生)	52
サラミ	60
キャベツ	46
キュウリ	46
ウリ科	0
トマト	0
水草 ソージ川	220
貝殻 ソージ川	350
梨 ドブラフカ村	210
木の葉 生(〃)	180
土 ~5cm(〃)	36000
土 30cm下(〃)	2200
草 土の上(〃)	11000
大麦粉	11
小麦粉 2検体	0
パン	0
栗 梨	50
	64

注) 0は検出限界 (10ベクレル/kg) 以下  
測定日 8月23日~28日 データ整理 小泉好延氏(東大)  
日本に持ち帰って精密測定中のため、今後測定値を修正する場合有り。

入基準を越えるような高い値を示した物もあります。ところがソ連邦の基準ではすべて許容限度内といふことで、食べているようです。

しかし、毎日数十ベクレル/kg程度に汚染されているものを摂取し続

ければ、セシウムだけで一般人の許容基準である一〇〇ミリレムを越えてしまうことを考えれば、危険レベルだといえます。五年たつても多くの食物が高濃度に汚染されており、住民が食べ続けているという事実を目の当たりにして、大きな衝撃を受けました。

日曜の午後は少し離れた湖に出かけ、湖畔に作られたテーブルを囲んで、歓迎のパーティーを開いてもらいました。この地方の名物料理である魚のスープに舌鼓を打ちました。入っていたのは淡水のスズキで、塩味のスープでたいへんおいしかったです。皮肉なことにこの魚も測定し、かなり高濃度に汚染されていることを知っていましたが、地元の人たちの歓待の意に応えて、だされた物はすべて食べてきました。汚染されたことを知っていても、それを食べ続けるしかない苦しさ、逃げ場の無さに心を痛めました。

(つづく)

九・一 神戸の第二神明のトンネルで乗用車が大型トラックに追突し、四名死傷。

九・一九 福岡・筑豊じん肺訴訟で和解勧告。

九・七 此花区で建設会社「大角工業」のワゴン車が泉北運輸のトラックと衝突、日系ペルー人出稼ぎ労働者一名死亡、他に四名が重軽傷。

九・二〇 豊中の中国道で消防車が横転、六名重軽傷。千葉県松戸市の真間川改修工事現場でトンネル内に大量の雨水が流入、七名死亡。

九・九 宮崎沖で漁船二隻が転覆、一名死亡、四名不明。九・一二 生徒指導に疲れた旭川市内の高校教師の夫が自殺したのは公務災害とする妻の審査請求について、当地公災基金北海道支部審査会が「公務災害」と認める採決を下した。

九・二一 静岡の映画撮影現場でよろいを着た俳優が撮影中、滝つぼでおぼれ死亡。九・二五 愛媛の送電線架設工事現場でヘリ墜落、三名死傷。九・二五 神奈川県労基局が「外国人労働者指針」を全国で初めて策定。

九・一〇 岡山市の岡山シンフォニービルで清掃清掃作業中のゴンドラが九階から落下、作業員二名死亡、通行人一名重傷。

九・一六 東京松尾じん肺訴訟で東京高裁が和解勧告。

九・一三 沖縄・糸満漁港で避難の漁船が転覆、三名不明。九・一四 中国・江西省でタンクローリーから有毒化学物質モノメチルアミンが漏れ、既に二九名死亡。

九・一六 岩手の高校教師が生徒に腹部蹴られ入院、死亡。

九・一四 労働省の初の「パートタイム労働者総合実態調査」で、パート労働者六〇七万人のうち五人に一人がフルタイム、四分の一が男性だとわかる。

九・一七 福岡・久留米市の三井東圧化学・西化学・農薬公害による環境汚染、農薬慢性中毒の損害賠償、操業停止を求めた裁判で、福岡地裁湯池紘一郎裁判長はが原告住民全面敗訴の判決を下した。

九・一五 京都・城陽市教育次長の夫の死は仕事が原因の過労死だとする妻が、公務外認定した地公災基金京都府支部を相手取つて処分取消しを求めていた控訴審で、大阪高裁柳沢千昭裁判長は一審を支持し過労死を認める判決を下した。

チエルノブイリ原発事故の汚染除去作業で七千人が死亡したと白ロシア共和国の学者らが公表。

昭和50年10月29日 第二種郵便物認可

「関西労災職業病」

10月号(通巻200号)  
91年10月10日発行

## 関西労災職業病 定期購読について

部数	年間購読料(送料含む)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円
5部以上	100円×部数×12ヶ月

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で、原則として郵送による購読をお願いしています。料金は左記の通りで、5部以上は送料を当センターで負担します。

お申し込みは、郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合

は住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書などでお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 大阪6-315742 ◆大阪労働金庫 梅田支店 普通1340284

〒550 大阪市西区新町2丁目19番20号西長堀ビル4階 ☎(06)538 0148

関西労働者安全センター

## ある本の時代屋

\*コミック(まんが)

大阪市此花区伝法4-2-39 ☎(06)463-5244

正社員を労働者センター

不要になった  
本がありました  
ら下さい。  
とりに行きます  
→紙箱まで

## Culture & Communication

一封筒・伝票からパッケージ・美術印刷



株式  
会社

# 国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号

TEL 06(551)6854 FAX 06(554)5672